二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡にあっては、次に掲げる基準。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものについては、ロ及びハの基準は適用しない。

イ　容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

ロ　取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

ハ　車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

2　（略）

3　保安基準第44条第４項の視界を確認する装置に関し、乗車人員等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、後写鏡及び後方等確認装置以外の装置であって、カメラ及び画像表示装置又は記録装置を用い、協定規則第46号の規則15. 2. 4. で定める視界以外の視界を提供するために車両の内外に装着された装置（「補助視界確認装置」という。以下、この条、第146条及び第224条において同じ。）については協定規則第46号の規則6. 2. （6. 2. 2. から6. 2. 2. 1. 1. まで及び6. 2. 2. 1. 4. に限る。）及び16. 3. 2. に定める基準とする。

3　（略）

（新設）

4　後写鏡、後方等確認装置及び視界を確認する装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第５項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

4　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　第１項第１号イに掲げる後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものを除く。）及び後方等確認装置にあっては、協定規則第46号の規則15. （15. 1. 1. を除く。）並びに16. 1. 1. 、16. 1. 5. から16. 1. 6. まで及び16. 2. 3. に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、次のとおりとする。

一　第１項の後方等確認装置にあっては、協定規則第46号の規則15. （15. 1. 1. を除く。）、16. 1. 1. 、16. 1. 5. から16. 1. 6. まで及び16. 2. 3. に定める基準。

イ　協定規則第46号の規則12. 1. に定める基準アイポイントは、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2. 2. とすることができ、同別添4. 4. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。

（新設）

ロ　協定規則第46号の規則15. 2. 1. 1. 1. 及び15. 2. 4. 1. から15. 2. 4. 3. までの規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

（新設）

ハ　協定規則第46号の規則15. 2. 1. 1. 1. （クラス４に係る部分に限る。）及び15. 2. 4. 4. の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

(1)　協定規則第46号の規則15. 2. 1. 1. 1. （クラス４に係る部分に限る。）及び15. 2. 4. 4. に定める視界範囲

(2)　協定規則第46号の規則15. 2. 4. 2. 中「１ｍ」を「２ｍ」に、「５ｍ」を「10m」に読み替えた視界範囲

（新設）

ニ　協定規則第46号の規則15. 2. 1. 1. 1. （クラス５及びクラス６に係る部分に限る。）、15. 2. 4. 5. 及び15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げるものを、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。この場合において、同規則15. 2. 2. 7. の規定及び同規定に係る15. 2. 1. 1. 1. の規定は適用しないものとする。

(1)　協定規則第46号の規則15. 2. 4. 5. 及び15. 2. 4. 6. で定める視界範囲

(2)　別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4. 3. の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部

（新設）